

北九州市在宅人工呼吸器使用患者災害時個別支援計画作成事業に関するQ & A

令和8年8月3日作成

1 事業について

質 問	回 答
(目的) この事業の主な目的は何ですか？	在宅で人工呼吸器を使用している方お一人おひとりの状況に合わせた災害時の備え、支援内容、避難方法等をまとめた「災害時個別支援計画」を事前に作成し、ご本人と支援者で共有しておくことで、発災時の円滑な連携や支援の提供につなげ、安全・安心な避難生活の実現を目指すものです。
(対象者) 作成の「対象者」はどのような人ですか？	対象者の要件は、下記のいずれにも該当する方です。 ・北九州市内に住所（住民票）を有する人 ・在宅において人工呼吸器を使用している人
(作成委託の目的) なぜ訪問看護ステーションなどの事業者が作成を行うのですか？	日頃から支援に関わっている専門職であれば、対象者の身体状況や生活状況等を詳細に把握しており、意思疎通も図りやすいため、より実効性の高い計画が迅速に作成できるからです。
(年齢制限) 作成対象に年齢制限はありますか？	年齢制限はありません。成人用と子ども用の様式を用意しています。
(施設入所の方の場合) 入院中や施設入所中の患者は対象になりますか？	「在宅」で人工呼吸器を使用している方が対象であるため、原則として自宅療養中の方が対象です。
(作成にあたっての相談先) 災害時個別支援計画の作成に関する相談は、区役所でもできるのでしょうか。	災害時個別支援計画作成に関するご相談の窓口は、市役所（本庁舎）9階の保健福祉局疾病対策課となっています。各区役所ではご相談への対応ができませんので、下記窓口までご連絡ください。 【相談・申請の窓口】（ご来庁される場合は事前にご連絡をお願いします） 北九州市保健福祉局疾病対策課（北九州市役所9階） 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 電話番号：093-582-2899 E-Mail：ho-shippei@city.kitakyushu.lg.jp

北九州市在宅人工呼吸器使用患者災害時個別支援計画作成事業に関するQ & A

2 委託について

質 問	回 答
(受託可能な事業者) 訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、相談支援事業所以外の事業所でも委託契約の対象になりますか？	対象者の日常の療養生活を支えるためのサービスを提供している事業所であれば、事業種別に関係なく委託契約の対象となります。なお、委託契約は事業所を運営する事業者と市が行うことになります。
(契約相手方①) 市と委託契約を締結するのは支援者個人や事業所ですか、それとも事業者ですか？	支援者が所属する事業所を運営する事業者と委託契約を締結することになります。
(契約相手方②) 対象者に関わっている事業者（支援者）の中で、どの事業者が委託契約を締結すればいいですか？	支援に関わる事業者（支援者）の業種・人数・関わり方などは、対象者によって様々ですので、対象者の意向や支援の中での関係性、受託者の役割等を踏まえて、対象者、ご家族、事業者（支援者）で話し合ってください。 なお、市が委託料をお支払いするのは、委託契約を締結した受託者のみとなります。
(契約相手方③) 対象者が普段利用していない事業者やこれから利用しようとする事業者が委託を受けることは可能ですか？	普段利用していない事業者やこれから利用しようとする事業者が災害時個別支援計画を作成するということについて、対象者やご家族の承諾が得られていれば可能です。 ただし、トラブル防止等の観点から、市と委託契約を締結し中心となって災害時個別支援計画を作成していくことについて、日頃から関わっている他の支援者とも協議しすり合わせを行っておいてください。
(業務の内容) 委託される業務内容はどのようなものですか？	大まかに、下記のとおりです。（詳しくは、契約手続き時にご説明いたします） 1 災害時個別支援計画の作成 2 備品等の点検 3 避難訓練 4 計画の共有

(手続きの流れ) 作成の手続きの流れを教えてください。	大まかな手続きの流れは、下記のとおりです。 (市ホームページ掲載の「手続きの流れ」もご参照ください) [手続きの流れ] ①相談 対象者や支援者(事業者)等から、市へ計画作成の相談 ②契約 市と事業者が委託契約書(様式第3号)を交わして契約締結 ③申請 事業者から作成申出書(様式第4号)を市へ提出 ④作成 事業者が中心となり、計画書(様式第1号)の作成のため 確認・協議(作成会議等)や避難訓練を実施 ⑤共有 事業所から作成した計画書を対象者や支援者等と共有(配布) ⑥報告 事業者から市へ計画書等(下記3点)を市へ提出 ①計画書(※原本) ②報告書(様式第5号) ③請求書(様式第6号) ⑦支払 市から事業者へ委託料を振込
(報酬) 作成の報酬(委託料)はいくらですか？	作成業務の委託料は、1件につき40,000円です。
(受付期限) 契約の受付期限はありますか？	契約受付期限は、当該年度の1月末日(※)となっています。 上記期限以降の分は、翌年度4月1日以降に受付します。 (※)末日が閉庁日の場合、1月最終開庁日
(契約に要する期間) 受付から契約締結までどれくらいかかりますか？	おおよそ2～3週間程度かかります。 契約締結前に作成を開始してしまうと、委託料の対象外となってしまいますので、必ず契約後に作成を開始するようにお願いします。
(契約に必要な書類) 契約時に必要な手続きや書類はありますか？	市の有資格者名簿に登録済みの事業者であれば、市で用意する契約書の取り交わしのみです。 名簿未登録の場合でも契約締結は可能ですが、契約書の取り交わし前に、暴力団排除に係る照会同意書の提出や名簿登録手続きのお願いをさせていただきます。(詳しくは受付時にご説明します)

(作成報告(請求)期限) 災害時個別支援計画等の提出期限はありますか？	提出期限は、契約年度の3月(※)末日です。 なお、計画書等(計画書は原本)は紙でご提出ください。 (※)末日が閉庁日の場合、3月最終開庁日
--	--

北九州市在宅人工呼吸器使用患者災害時個別支援計画作成事業に関するQ & A

3 作成について

質 問	回 答
(計画様式について①) 計画様式はどこで手に入りますか？	市のホームページ（災害時個別支援計画のページ）にエクセルデータで掲載しております。エクセルデータのため、パソコン入力での作成が可能ですが、1 ページ目の署名欄の署名は必ず手書きでお願いします。
(計画様式について②) 計画書は成人用と子ども用がありますが、どう使い分けたらいいですか？	成人用は18歳以上の方、子ども用は18歳未満の方(※)というように、18歳を境に使い分けをお願いします。 (※)高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する18歳以上の児童は「子ども用」を使用してください。
(計画様式について③) 計画様式の行が足りない場合に追加するなど、加工してもいいですか？	様式データは、必要に応じて加工して使用しても構いません。(行の追加・セルの結合など) ただし、従来からある項目は削除しないでください。
(計画様式について④) 項目はすべて埋めないといけないのですか？	不要(該当なし)な項目や記入困難な項目は空欄でも構いません。 ※ 記入困難な項目は、報告時にその理由を報告いただきます。 (内容によっては、記入をお願いする場合があります)
(計画様式について⑤) 計画書P 1の署名欄は、対象者が記入しなければいけないのでしょうか？	対象者が子どもの場合は、保護者の署名で大丈夫です。 成人の場合は、原則本人の署名が必要ですが、本人が署名困難な場合は、家族等の代筆でも構いません。この場合、署名欄の余白に代筆者名・続柄の記入をお願いします。 また、受託事業者は、署名してもらう際、必ず本人等に「この計画は災害時支援の目的で行政機関をはじめ自治会等の地域関係者にも状況に応じて共有される」旨のご説明をお願いします。

(計画作成会議) 計画作成会議はどのような方に参加を呼びかければいいですか？	呼びかけの対象としては、対象者本人・家族のほか、主治医、訪問看護師、ケアマネジャー、相談支援専門員、訪問介護員、医療機器メーカー担当者、近隣住民など災害時に支援にあたることが想定される方々です。
(避難訓練) 避難訓練はどのような内容を行えばよいですか？	実際に避難先まで移動する訓練が理想ですが、ハザードマップを用いて図上で避難経路や避難の流れなどを確認する「図上訓練」でも可としています。
(個人情報の管理) 作成途中や作成後の計画書はどのように管理すればいいですか？	作成時や作成後に、災害時個別避難計画を関係者間で共有する際は、受託事業者は取扱注意の個人情報が多く記載されていることを認識のうえ、関係者へ“計画の適切な管理”について十分に注意喚起し、個人情報の漏洩防止に十分に努めてください。 【参考：適切な管理・注意喚起の例】 ・ 作成途中などで不要となった計画書は、受託事業所から関係者へ 都度回収を呼びかけ又はシュレッダー等で破碎するよう指示。 ・ 作成後の計画書は、みだりに複製しないようにすること や 鍵付きのキャビネットの中など適切な場所で管理するよう注意喚起。

北九州市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源助成事業に関するQ & A

4 その他

質 問	回 答
災害時個別支援計画の作成時に支援者から非常用電源購入費の助成があるとの説明を受けましたが、非常用電源を購入した方がいいですか。	非常用電源を購入は、義務ではなく任意です。 災害による停電等の非常時に備えるため、ご家庭の備えの状況をご確認いただき、必要な場合には本助成の活用をご検討ください。ご不明な点は担当課までご連絡ください。 【相談・申請の窓口】（ご来庁される場合は事前にご連絡をお願いします） 北九州市保健福祉局疾病対策課（北九州市役所9階） 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 電話番号：093-582-2899 E-Mail：ho-shippei@city.kitakyushu.lg.jp